

七、假令民法並に商法施行前に於て商行為に因り生じたる債権と雖も商法施行法第百三十七條に依り民法施行法第三十條及第三十一條を準用せられたる結果其債権は同法施行の日より起算し五ヶ年を経過する同時に时效に因りて消滅すべきものとする

一、商法改正以前に於ける取引と雖も裁判の手續に關しては裁判の當時現に行はるる所の法規に從ふ可きものとす
(一六號、八頁、東京控決)

二、商法施行法第百三十八條第二項に破産宣告の決定に對して即時抗告を爲すことを得る旨規定しあるも該抗告手續は民事訴訟法の規定に従ふべきものなるを以て其審理手續も又同法の規定に従ふべきものとす
(二〇號、九頁、三四、東京控決)

三、言渡したる破産決定に對する抗告は商法施行法第一百三十八條舊商法施行條例第二十四條に依り其言渡の日の翌日より起算して七日の期間内に提起せざるべからず
(八四號、二六頁、三五、三七、大判)

四、商法施行法第九十四條は同法第九十三條の例外を規定したるものなれば第十九條に適合する場合と雖も其行爲の以設鐵道條例改正以前に生じ且つ其設鐵道株式會社に關するものにして同時に九十四條に適合するに於ては特別規定たる九十四條に依り舊商法を適用すべきものとす
(九二號、二五頁、三五、五、二六、大判)

五、商法施行前に商號の登記を爲したるものにして商法施行後六ヶ月内に更に其商號を登記せざる商號は絕對に無効となるものにあらず
(九五號、四頁、三五、六、二二、東京地判)

六、商法施行法第一百三十八條第三項に所謂口頭辯論は民事訴訟法に所謂口頭辯論と同一義にして公開すべき對審の辯論を指稱するものにして從て公開せざる口頭辯論を經て爲したる破産宣告の決定は違法なりとす
(二八三號、九頁、三八、四、一八、東京控決)

舊商法

一、約束手形の振出人が手形面に其當票預金の取引ある銀行を掲げ所持人に對し其銀行に於て手形金の支拂を爲す可き旨の記載を爲すも舊商法第七百七條に所謂重要な記載と看るを相當とす
(八號、八頁、三三、九六、東京地判)

二、舊商法第七百八十一條に據れば拒證書作成の翌日は即ち償還請求通知の日なるが故に若し此日にして日曜日に當るときは商法第三百十二條に依り其翌日を以て該通知の期日とす
(一七號、一〇頁、東京控判)

三、舊商法施行當時に在りては指圖式の手形に受取人の氏名を記載せずして振出したる場合には手形上の要件を缺くを以て無効とす
(一七號、一〇頁、東京控判)

四、舊商法手形に關する規定中數人同一の手形を振出すことを禁じたるもの無きに因り假令數人の振出したる手形と雖も有效のものとす
(二三號、一三頁、大判)

五、舊商法に謂ふ振出の場所とは市町村等一定の區域を示すものにして其區域内に在る町字若くは番號を指すものに非らず
(二三號、一三頁、大判)

六、約束手形の第一裏書には裏書の年月日被裏書人の記載及び裏書人の署名捺印あるも其場合の記載無きを以て舊商法第八百十五條に依り約束手形に適用すべき同第七百二十三條の要件の一を缺くを以て該裏書は效力を有せず從て其後に裏書を以て譲受けたる者は同法第七百三十二條前段の規定に依り手形上の権利を行ふことを得ざるものとす
(三五號、五頁、東京控判)

船舶所有者の責任は船舶の保険金に及ぶものとす

(四五號、二五頁、三四、五、七、大判)

八、舊商法第六百四十條及八百五十八條第一項の規定は保険金は保険の目的物に代る可きものにして彼此同視すべきものとす
(四五號、二五頁、三四、五、七、大判)

九、舊商法中株式會社の規定に依り清算を爲すべき場合に元來會社の殘餘財産は金錢を以て分配すべきものにして假令株主總會に於て金錢に非らざる物を以て分配すべき決議を爲したる時と雖も株主は之を受取るの義務無きものとす
(四七號、一九頁、大阪地判)

一〇、拒絶證書作成を免除したる約束手形の償還請求通知期日は舊商法第七百八十一條によるべきものにあらず故に所持人が支拂期日より數日を經て請求を爲すも不適法にあらず
(四九號、九頁、名古屋地判)

一一、舊商法第七百八十三條に依る通知の期限は同法中一も規定する處無きを以て支拂期日より數日を経たる後に於て償還請求の通知を爲すも不適法にあらず
(四九號、九頁、名古屋控判)

一二、約束手形の振出人なるものは爲替手形の引受人に相當し所持人に對し何時にも手形面の金額を支拂ふ義務を有するものなれば舊商法第七百七十八條第八百十五條に依り約束手形の振出人に對し爲替権利を保全するには満期日に於ける公示及拒證書の作成を要せず然らば約束手形の振出人は爲替手形の振出人の如く所持人に對し拒證書作成義務を免除する権能無きものなれば約束手形に於ける振出人の拒證書作成義務免除の記載は法律上何等の效力無きこと明白なり而して所持人が裏書譲渡人に對する権利は

判決要録

目的の爲めにする競賣をも禁するの法意にあらず
(七七號、六頁、三四、大阪控判)

一六、商法施行前に設立の登記を爲したる會社の社名は假令商號登記簿に登記無きも商號專用權無じと云ふことを得ず

一七、舊商法第百八十九條は登記前に於ける株式は讓渡の目的物と爲し得ざる旨を規定したるに止まり讓渡行爲自體を禁止したるものにあらず
(八〇號、一一頁、三五、二、二三、東京地判)

一八、舊商法に於て株式會社の發起人が目論見書及假定款を作成するは會社設立の準備事項にして發起人の之に對する責任は會社設立以前に在り故に目論見書及假定款が創業總會の承認を經て會社設立せらるるときは即ち會社の目論見書及假定款となり権義の關係は解消に歸するものとす
(八一號、二七頁、三四、二、二〇、大判)

一九、舊商法第百六十九條に取締役の更迭は其度毎に登記を受くべしとするは其度毎に登記を受くべしとの意にあらずして其登記に付ては何等の期間無きものと解釋するを相當とす
(九九號、七頁、三五、四、四、大阪控決)

二〇、舊商法第百六十九條に依れば株式會社が支店を設置し又は廢止したる場合に於ては其所在地に於て登記せざるべきであるは其度毎に登記を受くべしと本店の一部を行ふ場所にして獨立の營業所にあらざるを以て支店に關する規定を之に適用することを得ず
(九九號、九頁、三五、四、四、大阪控決)

非訟事件手續法

第一編 總則

一、非訟事件手續法第十八條の法意は裁判の内容に包含せられたる人に告知するに非されば其人に對し裁判の效力を發生せざるものとす
(九號、八頁、東京控判)

二、親族會の招集及撰定の決定に關する不服に付ては非訟事件手續法に依り抗告することを得るのみにして民法第九百五十一條に依り直に訴を爲すことを得ざるものとす
(一二號、八頁、東京地判)

三、非訟事件手續法第二十二條第一項に即時抗告の期間は裁判の效力を生じたる時より起算すべきものにして該期間計算方法は同法第十條民訴百六十五條に依り初日を算入せざるものとす
(一二號、九頁、東京控決)

四、非訟事件手續法第七條には特に民事訴訟法第六十條を準用せざりし點より推考するときは非訟事件に於ける代理人欠缺は之れが補正追完を許さざるものとす
(一五號、一〇頁、三三、一二、二二、東京控決)

五、非訟事件に付ては思慮の法規存せざるを以て思慮の申請は許さず
(六、四號、二三頁、東京地判)

六、非訟事件手續法第二十四條に依る抗告は第一抗告の規定を準用すべき旨を掲げたるに不拘同法第六十條の規定に付ては思慮の法規存せざるを以て思慮のの申請は許さず
(八七號、二六頁、三五、四、二五、大阪)

七、検査役增加選任の決定は前検査役選任の決定を變更する結果を生ずるものなれば非訟事件手續法第十

九條第三項に依り裁判を爲したる裁判所に於て之を變更することを得べきにあらず

(九七號、九頁、三五、七、一〇、東京地判)

八、數人が共同して一の申請書に依り一の申請を爲したる場合と雖も各人は獨立して自由に退選を爲し得るものなるが故に申請人の幾部が他の申請人に計らす爲したる申請取下は有效なり
(一二號、一〇頁、三五、一〇、三〇、東京控決)

九、非訟事件に於ては裁判所は職權を以て證據調を爲すべきものなるを以て必要と認めざるものとす
(二七九號、一〇頁、三八、四、二六、東京控判)

一〇、株式會社の資本減少の登記は總取締役及び總監査役の申請に因りて之を爲すものにして此場合に於ては總取締役及總監査役が申請人にして會社は申請人にあらず而して該申請を却下したる決定に對しては申請人に限り即時抗告を申立て得べきものなれば會社より爲したる抗告は不適法なりとす
(三三五號、九頁、三八、一二、一九、東京控決)

一一、非訟事件に於ては刑事の偏頗の裁判を爲す恐れありとの事由に由りて之を最遅することを得ず
(二九九號、七頁、三八、六、一三、大阪控決)

一二、非訟事件手續法第五條裁判所職員の除斥に關する規定中には忌避をも包含するものとす
(二九三號、一六頁、大判)

一三、非訟事件の審問を公行せざりしや否やは必ずしも審問調書に明記することを要するものにあらず
(三五七號、一八頁、三九、五八、大判)

一四、非訟事件手續法第十條に所謂取消の本意は裁判が取消されたるが爲めに裁判に從つて爲したる一切

の行為を其の適法なると否とに拘はらず全然無効に歸せしむるものにあらず

(三六四號、一二頁、三九、玉三一、大判)

一五、非訟事件手續法に所謂期間は同法中に規定したる期間に限り適用すべきものにして民法に規定する期間に適用すべきものにあらざるを以て民法上の法人登記期間に關しては里程の距離に應する伸張期間を與ふべきものにあらず

(三三五號、九頁、三八、一二、一九、東京控決)

第二編 民事非訟事件

第一章 法人に關する事件

第二章 財産の管理に關する事件

第三章 裁判上の代位に關する事件

第四章 保存、供託、保管及び鑑定に關する事件

第五章 隱居、廢家、子の懲戒、家督相續人及び親族會に關する事件

第六章 相續の承認及び拠棄に關する事件

(六八一)

一、遺言の檢認なるものば公證人が記載したるものな
除く外遺音が法律上の方へを履歴せる否やの事實
を調查し之れが結果を調書に記載し置くに止むべき
ものにして遺言書の適法なりや否やに付裁判を爲す
べきものにあらず

(三三九號、一六真、三九、三一、東京控判)
二、遺言書の檢認は其真正なることを検査するものた
ることは明かなるべきも遺言書の真正なるや否やを
判斷するには裁判の形式を以てせざるべからず

(四四八號、一七真、四〇、八、一〇、東京控判)

第八章 法人及び夫婦財産契約の登記

登記

一、非訟事件手續法第二百二十一條第一項の登記は理事
全員の申請を要せず其内の一名にても之を爲し得る
律意なりとす

(九三號、二六真、三五、六、四、大決)

第九編 商事非訟事件

第一章 會社及び競賣に關する事
件

第一編 會社の清算人の選任及び
解任

第二編 會社の清算人の選任及び
解任

第三編 會社の清算人の選任及び
解任

第四編 會社の清算人の選任及び
解任

第五編 會社の清算人の選任及び
解任

第六編 會社の清算人の選任及び
解任

第七編 會社の清算人の選任及び
解任

第八編 會社の清算人の選任及び
解任

第九編 會社の清算人の選任及び
解任

第十編 會社の清算人の選任及び
解任

第十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第二十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第三十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第四十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第五十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第六十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第七十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第八十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第九十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百一編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百四編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百五編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百六編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百七編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百八編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百九編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十六編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十七編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十八編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百二十九編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十一編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十二編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十三編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十四編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十五編 會社の清算人の選任及び
解任

第一百三十六編 會社の清算人の選任及び
解任

</

判決要錄

(八八一)

競賣法 第三章 不動產之競賣

(玉二號 九頁、三四、八、二八、東京地決)

六 競賣法に附る競賣は競賣法第十八條第十九條の規定の外他に停止處分に出づべき途なきものと爲さざるを得ざるものなるを以て從て假處分に依て競賣停止を命ずることに法律上許すべからざることに屬す

七、競賣法に依る競賣に付き基本たる権利に争めると
きは裁判所は競賣法及び非訟事件手續法に依り事實
の審査を爲し裁判の有無を判断し申請に對し相當の

裁判を爲さざるべからず争の有無を以て訴訟事件と
非訟事件の區別を爲すは正當ならず

(六二號、九頁三四、一〇二一九、東京地檢)

裁判所は非訟事件なるが故に其取調を爲すことを得ずとの法理なきにより裁判所は申請人が有する権利の實體に付取調を爲し権利ありと認めたる上開始決

定を爲すべきものとするを相當とす
(六三號、一〇頁、三四、一〇、三一、東京地決)

九競賣法に依る競賣開始決定に對する抗告は即時抗告にあらざるを以て即時抗告として七日の不變期間内にせざる抗告は不當なりとの決定は當を得たるもの

のにあらず
(六五號、八頁・三四、一一二五、大阪控決)

競賣に付する假處分の續に關しては民事訴訟法の規定に依り假處分を以て競賣停止を爲すことを得るものとす

(七二號一二頁三五二一四、東京控決)
一一、競賣法に依る競賣申立に付ては其中立人が果し

卷之三

としてそれを取得するものなり
(一四二號、一三頁、三六、五、二二、東京地判)
(一六二號、九頁、東京控判)

二二、競賣は法律の定めたる手續に従ひ裁判所之を行ひ競落人は裁判所の競落を許す裁判に因りて競賣物

物件の所有権を取得するものにして競賣物件の所有権と競落人との間の法律行為に基き其効力として競賣物件の所有権を取得するものにあらず

(一七〇號、一一頁、三六、一〇、一七、東京地判)
二三、何人と雖も法律の規定若くは自己の意思に依
の外所有權也に多禱せらるゝとなしそれ故に假

の外所不相な件に和解せしむる事は、本件の如きに於ては、實に常理の外所不相な件に和解せしむる事は、本件の如きに於ては、實に常理に反する事である。本件の如きに於ては、實に常理に反する事である。

不動産所有者に告知し之をして闇興せしむるにあれば競落人の競落は適法にあらず
(一九九號、一五頁、三七、一一、二二、大判)

二四、裁判所が競賣代金を受領し之を受取るべきも
に交付するは國家の司法機關として公法上の手續
を執行する爲め金品を受領してるものにして債務者

新行する爲め金品を受領したるものに亘り、一色猶有
は所有者の代理人たる資格を以て受領したるにあ
す即ち民法上の法律行為に因りて之を受領したる

あらず故に債権者が裁判所に對し右金額の配當を
求する本訴は司法裁判所の管轄すべきものにあら

二五、競争法第三十二條に民事訴訟法第六百七十二
第一號強制執行を許すべからざる旨の規定を準用

（一）も其規定には債権者の債権の不純を等とせしむる
含せざるを以て債権のなきを理由として競落許可
定に對し抗告を申立つることを得ず

(一三七號、二三頁、三七、大阪控決)

錄要決生

(九八一)

競賣法 第三章 不動產の競賣

競賣法 第三章 不動產の競賣

判決要録

(二九一)

競賣法 第五章 増價 競賣

に他の連帶者の氏名を記載せざりしとするものに以て不適法なりと論するを得ず

(四一〇號、一二頁、三九、一二、大阪控決)

三、増價競賣の公告には増價競賣の申立に因りて競賣を爲す旨及び請求者の定めたる増價金額を記載することを要す

(四二〇號、九頁、四〇、二、四、大津地決)

判決要録

(三九一)

戸籍法

第一章 戸籍吏及び戸籍役場

第二章 身分登記簿

第三章 登記手續

第四章 身分に關する届出

第一節 通則

一、代署事由の附記なき隠居届と雖とも之を無効とする規定なきを以て隠居届出は有效なり

(二〇三號、二二頁、三七、東京地判)

二、戸籍吏が各届出人其他の者の筆蹟を一々調査して之を知悉するは事實上不能の事に陥るのみならず戸籍吏は法律上各届出人其他の者の筆蹟を調査する職權を有するものにあらず從て届書に届出人其他の戸籍吏が其届書を受理すべきは當然なり

(三三三號、七頁、三八、一一、二九、東京地決)

三、戸籍法第五十七條は届出事件の發生に付き官廳の許可を要する場合に關する規定にして本件の如く届出事件たる家督相續は戸主の死亡に因り當然發生し只相續すべき人を選定するに付き裁判所の許可を要する場合は之を包含せざるものとす

(四四一號、九頁、四〇、大阪控決)

一、認知せられたる胎兒が双子にして其一人が死體にて分娩したる場合に於ては出生兒に付ては戸籍法第

第十五節 家督相續人の指定

第十六節 入籍、離籍及び復籍

籍拒絶

(一〇五號、二三頁、三五、五、七、民刑局長回答)

第三節 婦出子否認

第四節 私生子認知

第五節 養子縁組

第六節 養子離縁

第七節 婚姻

第八節 離婚

第九節 後見

第十節 隠居

第十一節 失踪

第十二節 死亡

第十三節 家督相續

第十四節 推定家督相續人の廢除

第十五節 戸籍の記載手續

第六章 戸籍簿

第七章 戸籍に關する届出

(四九一)

第八章 抗告

裁判所の決定に對し抗告を爲し得べきものは其事件に付き利害關係を有する者のみなら戸籍吏は如何なる場合に於ても抗告を爲すことを得ず

(四七四號、七頁、四〇、一二、二五、秋田地決)

判決要録

一、養子買受人に對する警察官の視察の煩を免るゝ爲めに虚偽の認知届を戸籍役場に差出したるは戸籍法第二百五十五條に所謂自己の利を圖り詐欺の届出を爲したるものなれば其罪を構成するや勿論なりとす
(一〇九號、二六頁、三五、九、二九、大判)

二、戸籍法第二百五十五條は身分又は戸籍に關し自己の名義を以て虚偽の事實を構へ届出若くは申請を爲したる當事者を罰すべき法意にして届出當事者にあらざるものに對しては之を適用することを得ず
(四二八號、九頁、四〇、四三〇、長崎控)

三、夫婦間に其關係を離脱する意思合致の事實なきに於ては假令離婚届を爲すことにして其手續を實行したりとするも離婚の効果を生ぜざるものと云はざるべからず從つて其届出は虛偽の事實を基礎としたるものに外ならざれば戸籍法の處罰規定に依り支配せらるべきものなるや論を俟たず
(四七三號、八頁、四〇、一二、二四、大阪刑事部)

判決要録

不動産登記法

第一章 総則

一、抵當權の假登記を爲して未だ本登記を爲さざる間は其抵當權を以て第三者に對抗する事を得るや否やは未必の條件に繋るを以て其抵當權者は條件付の優先權を有する債權者なりとす
(一四號、九頁、三三、一一、一四、東京控)

二、一旦抹消したる登記は其抹消登記が如何なる原因に據りて爲されたるか問はず回復登記を爲すにあらざれば回復することを得ず
(二九號、八頁、三四、三、一四、東京地判)

三、地上權の保存登記の假登記は法律に於て認められるものとす
(五七號、八頁、三四、九、一二、東京地決)

四、地上權保存の假登記は性質上許すべきものにあらず
(五三號、一〇頁、三四、一〇、二六、東京地決)

五、未登記土地の地上權に付ては不動産登記法中保存登記を爲し得る場合を規定したものなし故に初めて登記を爲さんとするものは皆總て設定登記を申請すべきものとす
(九一號、一六頁、三五、五二八、大判)

六、不動產假登記假處分申請却下の裁判に對しては即時抗告を許すの明文あるも申請を採用して假處分命令を發したる場合に於ては該假處分に對し抗告するを得るの明文なく且つ不動產登記法に於ては明文ある場合の外非訴事件手續法を準用すべからず
(一〇九號、一一頁、三五、大阪控)

七、假登記は本登記の前提に外ならず假登記のみにて何等の效果をも生ぜざるものとす
(一一六號、二〇頁、三五、一一、二一、大判)

八、假登記は其登記権利者が單獨にて之を申請を爲すものにして豫め本登記の順位を保存するが爲めに爲すものにして本登記の前提に外ならざるを以て假登記の當否は一に登記原因の存否に因るべきものなるを以て假登記原因以外の事項に眞實に相違の點あるも其根本的實體上の権利關係を存する以上は取消すべきものにあらず
(二三八號、二六頁、三六、四、一五、大判)

九、假登記は後日爲さるべき本登記の順位を保持するのみの效力を有するに止まり其自體に於て貸借權を以て第三者に對抗せしむべき效力を有するものにあらず
(二〇五號、一九頁、三七、四、一八、東京控)

一〇、假登記は後日本登記を爲すに當り既往に遡り其本登記の順位を保つべき效力あるものなり故に本登記の順位によるものとす從つて假登記は不動產登記に於ては假登記は無効にして抵當登記依然として抹消したるも其抹消は無効にして抵當登記依然として抹消せしとの所謂處分の制限の登記は之を爲し得るものとす
(一二〇號、二頁、辯護士山田福三郎氏判例批評)

一一、假登記は本登記を爲す場合に於て其順位は假登記の順位によるものとす從つて假登記は不動產登記に於ては假登記は無効にして抵當登記依然として抹消したるも其抹消は無効にして抵當登記依然として抹消せしとの所謂處分の制限の登記は之を爲し得るものとす
(三五七號、二頁、茂見判事長崎控判批評)

一二、假登記は本登記を爲す場合に於て其順位は假登記の順位によるものとす從つて假登記は不動產登記に於ては假登記は無効にして抵當登記依然として抹消したるも其抹消は無効にして抵當登記依然として抹消せしとの所謂處分の制限の登記は之を爲し得るものとす
(二二〇號、一九頁、三六、大判、一〇三號、一八頁、三五、東京控、三一八號、一七頁、三八、大判、三一八號、一七頁、三八、名古屋地判反對、抹消に關する登記手續の部參照)

一三、所有權保存の假登記のみある建物に對し抵當權設定の本登記を爲し得ず
(三〇七號、九頁、三八、大阪控)

一四、抵當權設定の際抵當不動產に對し貸貸借を爲さるべしとの所謂處分の制限の登記は之を爲し得るものとす
(二二〇號、二頁、辯護士山田福三郎氏判例批評)

一五、當事者の申請なきに登記官吏が誤つて登記を抹消したるも其抹消は無効にして抵當登記依然として其效力を有す
(二二〇號、一九頁、三六、大判、一〇三號、一八頁、三五、東京控、三一八號、一七頁、三八、大判、三一八號、一七頁、三八、名古屋地判反對、抹消に關する登記手續の部參照)

一六、不動產登記法により登記の抹消を請求する者は登記権利者にして之れが義務者は本件の如き賣買の登記に付ては賣主買主共に義務者にして賣主は既に係争地に對し利害の關係を脱したりと雖も猶登記の抹消を爲すには権利移轉者として登記簿に其名を掲げある賣主も必ず參與せざるべからず則ち登記の抹消を請求する訴には獨り現在の所有者たる買主のみならず賣主も必ず共に對手人と爲すべしものとす
(二五〇號、一九頁、三七、一一、一八、大判)

一七、實際所有權を移轉するゝとなく表面上不動産の所有名義を他人に移し其登記を得たる者が復すれば反對の規定なき限り當事者は自由に之を選択す

(六九一)

判決要録

判決要録

(七九一)

九、登記せられたる建物の坪數と實際の坪數とに差異あるも其登記に差異あるの故を以て其登記は其家を表示せずと云ふことを得ず
(二八八號、一二頁、三八、六、七、大判)

一〇、登記申請人が法定の登録税額を納付せざるときは其申請を却下せざるべからざるも登記官吏は一應其納付額の不足なることを申請人に注意したるもの尙其即日に補貼せず又は取下をも爲さざる場合に初めて之が申請を却下すべきものとす
(三二三號、六頁三八、一二、一、宮城控決)

一一、登記事項に錯誤又は遺漏ありて登記が實物と符合せざる場合に於て當事者が未だ登記の更正を乞うる以前と雖も其登記は登記としての效力を有するものにして其後同一物に付権利を取得したる第三者は其登記の不完全なることを理由として登記せられたる物権の得喪變更を否認することを得ざるものとす
(三二八號、一六頁、三八、一一、一、大判)

一二、登記は原則として登記権利者及登記義務者の共同したる申請若くは之に代るべき裁判所の判決に基き爲すべきものとす
(三四八號、一〇頁、四〇、六、一〇、宇都宮地決)

一三、假處分を以て賣買譲渡其他一切の處分行爲を禁止し且つ已に其登記を爲しめる不動産に對しては假處分の當事者外の権利者(第三者)より民事訴訟法による強制競賣又は競賣法による競賣の申立あるも當該裁判所は之を受理することを得ず假處分の登記前に登記せられたる抵當權者質權者先取特權者等に於て其権利の實行を爲す場合は此限にあらず
(三四五號、二二頁、神地控議)

一四、債權者質權轉付命令に因り債務者(抵當權者)により得たる抵當附債權に付き登記簿上抵當權者(債務者)の名義を更改せんとするときは該債權轉付命令のみを以て自己(債權者)単獨に抵當權轉付命令を申請することを得
(三四五號、二二頁、神地控議)

一五、社寺又は會社が合併したる場合に消滅したる社寺又は會社の物件を合併したる社寺會社(町村も同じ)の所有に歸せしむるの登記は所有權轉付命令にて登記申請を爲すことを得
(三五號、六頁、三四、四、二九、東京控決)

一六、不動產假登記の手續は不動產登記法第三十二條第三十三條に規定せるを以て假登記権利者及び義務者の井び存する場合と假登記権利者のみ存する場合との論せず第三十三條の假登記義務者の承諾書を添付せらる場合の外第三十二條の手續に從ふべきものとす
(四四四號九頁、四〇、七、三、長崎控決)

一七、登記手續

第一節 手續

一、共有の性質を有する入會權には所有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權には所有權の規定を准用するを以て入會權には共有の性質を有するとなれば之を區別し所有權若くは地上權に準して之が登記を爲すべきものとす
(二九號、一〇頁、宇都宮地判)

二、民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役とは其性質相類似するものあるに因る

る爲め自己の所有名義に書換を請求するは登記簿上所有權轉付命令を求むるものにして不動產登記法第一條所有權轉付命令の項に包含せらるゝものとす
(二九三號、一〇頁、三八、六、一六、大判)

一八、債權者は民法第四百二十三條の規定に依り債務者の財產保全の爲め不動產登記申請を爲し得べき権利あるも不動產登記法に代位登記申請手續を規定せざるが故に之を許さず
(三〇六號、一一頁、三八、八、二九、東京控決)

一九、不動產登記手續は登記権利者及び登記義務者の出頭を要するも此兩者を必要的共同訴訟として訴ふるを要せず
(三一〇號、一九頁、三八、一〇、一、大聯合判)

二〇、地上權の設定が法律の規定に因る場合なると將た當事者の意思表示に因る場合なるとを問はず土地所有者は地上權者に對して登記を爲すべき義務を負ふるものとす
(三五六號、一四頁、三九、二、七、大判)

二一、登記は法律行爲と同視し其行為に對して無効を主張することを得るものとす
(三五六號、一七頁、三九、四、二五、大判)

二二、登記簿上番號記載の誤謬は相當の手續を以て訂正な爲すべきものにして此誤謬あるも登記簿上地所並に其上に存する建物は全然虚無に歸するものとす
(三六〇號、八頁、三九、四、水戸地判)

二三、登記簿上番號記載の誤謬は相当の手續を以て訂正な爲すべきものにして此誤謬あるも登記簿上地所並に其上に存する建物は全然虚無に歸するものとす
(三五七號、一八頁、四〇、東京控決)

二四、無効の原因に基きて爲されたる登記は登記上利害關係者の承諾書又は之に代るべき判決を求めて其抹消の手續を完了するにあらざれば形式上其效力を存するものとす
(四四九號、一七頁、四〇、八、二八、東京地決)

二五、登記簿に記載すべき建物の表示は第三者が現場に臨み何れの建物なるかを知るを以て充分とす故に本件房屋に付き登記の存在を是認し得べきを以て其家屋の一部を構成する所の瓦葺の底に就き假令登記簿上其記載なしと雖も尙ほ第三者に對抗し得べきものとす
(四四五號、一八頁、四〇、東京控決)

二六、不動產所有權轉付命令の抹消は其登記原因の無效又は取消の場合の外之を許さるを以て契約解除に基因し既に爲したる所有權轉付命令の抹消を請求することを得ざるものとす
(四七七號、七頁、四〇、一一、二六、長崎控判)

二七、不動產登記法第三十二條の假登記假處分命令は非訟事件の裁判なるを以て非訟事件手續法第十八條に從ひ之を受くるものに告知するにあらざれば裁判たる效力を生ずるものにあらず
(三五號、六頁、三四、四、二九、東京控決)

二八、不動產登記法は入會權の登記に關し何等の規定を設けざるが故に入會權は民法第百七十七條の適用を受くべきものと云ふを得ず
(三七號、九頁、三四、五、八、東京控決)

二九、全部の所有權の登記あるものに對し其六分の一の共有權を登記すべしとの判決は登記法上不能を命じたるものにあらず
(七二號、九頁、三四、一二、二五、東京控決)

二九、數會社が合併して一會社となれる場合に於て其合併に因りて設立せる會社が合併に因りて解散せる會社より承継せし土地に關し所有權を改めんとする時は不動產登記法第二十八條の規定により登記名義人表示變更の登記を申請し得べきものにあらずして所有權轉付命令を申請すべきものとす
(四三九號、一七頁、四〇、六、一八、東京控決)

二九、民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役とは其性質相類似するものあるに因る

判決要録

(九九一)

衆議院議員選舉法	
一、衆議院議員被選舉無資格者が選舉當日前に法定の國稅を納付するに至るも選舉人名簿調製期日の後なるときは被選資格なきものとす	（七八號、二六頁、三五、一、二二、大判）
二、衆議院議員選舉法第八條第二項に所謂「選舉に於て常に行はるゝ場所を云ふものとす」	（七八號、二六頁、三五、一、二二、大判）
三、衆議院議員選舉法第八條第二項に所謂「選舉に於て常に行はるゝ場所を云ふものとす」	（九二號、一七頁、長野地方松本支部判）
四、衆議院議員選舉法第八條第二項に所謂「選舉に於て常に行はるゝ場所を云ふものとす」	（九二號、一七頁、古賀檢事說）
五、選舉人より選舉長を被告とし選舉無効の判決を求むる訴訟は當選せし衆議院議員に権利上利害の關係を有するを以て衆議院議員選舉法第八條民事訴訟	（一六號、一二頁、三五、一〇、二〇、大阪控決及び第一六號、一九頁、三五、大判）
六、開票管理者が無効と決定せし投票を有效と主張す	（一七號、二三頁、九八號、一七頁、川淵檢事說）

二、不動産登記法は入會權の登記に關し何等の規定を設けざるが故に入會權は民法第百七十七條の適用を受くべきものと謂ふを得ず	（三七號、九頁、三四、五、八、東京控決）
三、民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役權とは其性質相類似するものあるに因るに過ぎざれば本條の規定を以て直ちに地役と入會權とを同一視することを得ず汝に地役の規定以外に涉り不動産登記法に於ける地役に關する規定をも入會權に準用するを得ざるものとす	（三七號、九頁、三四、五、八、東京控決）
四、凡そ権利設定の登記を爲すには登記當事者間に権利の設定ありたる事を要す故に原告の前所有者と被告との間に設定せられたる地上權を現時の所有者たる原告に對し地上權の保存登記を爲すは格別其設定登記を爲すべきものにあらず	（四三號、一二頁、三四、六、一七、東京地判）
五、一筆の土地の一部に付し抵當權を設定したるは即ち無形に抵當權の目的たる範圍換言すれば一筆中抵當權の持分を定めたるものに外ならず而して此の如きは法理に抵觸せざるのみならず登記法上又禁ぜざる所なり	（八〇號、八頁、三五、一、一七、大阪控判）
六、増抵當の登記は追加の新物件に付しては抵當權設定の登記を爲し既登記の共同擔保物件に對しては権利變更の登記を爲すべきものとす	（一〇二號、一頁、三五、六、一七、東京地判）
七、地役權の登記を爲したるときは要役地たる不動產は各人が其権利義務の關係に於て常に現在せりと看做さるゝ場所を云ふものとす	（九二號、一七頁、長野地方松本支部判）
八、衆議院議員選舉法第八條第二項に所謂「選舉に於て常に行はるゝ場所を云ふものとす」	（九二號、一七頁、古賀檢事說）

九、衆議院議員選舉法第八十七條に「云々選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せんことを申込みたる者」とあるは議員候補者のみに限らず何人と雖も不正の所爲を行ひたるものば之を罰するの法意なりとす	（一一六號、一二頁、三五、一〇、二〇、大阪控判）
十、衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず	（一一六號、一九頁、三五、一、四、大判）
十一、衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず	（一一六號、一九頁、三五、一、四、大判）
十二、衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず	（一一六號、一九頁、三五、一、四、大判）
十三、衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず	（一一六號、一九頁、三五、一、四、大判）

一、公證を経たる證書面の権利とは民法上登記により第三者に對抗することを得る権利を指すものにして其權の如きは公證の效力を失ふものにあらず	（二四六號、六頁、三七、一〇、大阪控判）
二、不動産登記法第百五十條の登記變更の處分を不當失に依ると否とに依り其效力に影響するものにあらず	（三一八號、一七頁、三八、大判）
三、抵當權設定登記抹消するには抹消其の登記を爲すべきものとす	（一八五號、二〇頁、三七、安濃津地判）
四、登記官吏が誤つて抵當權の登記を朱抹するも正常に發見し其抹消登記を取消したる時は其取消の效力は既往に溯り抵當權の登記は初めより繼續して存在すべきものなり（三一八號、一七頁、三八、大判）	（一〇三號、一八頁、三五、東京控判）
五、登記官吏が誤つて抵當權の登記を朱抹するも正常に發見し其抹消登記を取消したる時は其取消の效力は既往に溯り抵當權の登記は初めより繼續して存在すべきものなり（三一八號、一七頁、三八、大判）	（一八五號、二〇頁、三七、安濃津地判）
六、不動産登記法第三條に基きて爲したる豫告登記のときは登記官吏は登記義務者にあらず	（一〇六號、二五頁、三五、七、二九、民刑局長回答）
七、不動産登記法に定めたる正當の手續に依りて之を爲さざるべからず	（一〇六號、二五頁、三五、七、二九、民刑局長回答）
八、抵當權設定登記の申請に付ては不動産登記法第百十六條の如き明文なきも當事者が申請書に達約金又は賠償額の定に關する事項を記載し登記申請したるときは登記官吏は登記を爲すべきものとす	（一〇三號、一五頁、三五、五、六、民刑局長回答）

效力は登記簿に登記するに依り初めて發生し而して其登記を爲し又は登記せざりし事由が登記官吏の過失に依ると否とに依り其效力に影響するものにあらず
（三一八號、一七頁、三八、名古屋地判）

六、不動産登記法第六十三條に對して同法中之が規定したる場合に限り之を爲すべきものにして本案訴訟に於て其訴を提起したる者の勝訴に歸したる場合には豫告登記抹消を爲すべき規定存せざるを以て其申請は不當なりとす
（三二〇號、九頁、三八、一、三〇、東京地判）

第五章 抗告

第四節 抹消に關する登記手續

一、適法に爲されたる登記を抹消するには抹消其の登記を爲すべきものとす
（九四號、六頁、三五、六、一、東京控判）

二、抵當權設定登記抹消の義務者は抵當權者なれば競落人は抵當權者を對手として本訴は適法なり抵當權設定者は登記義務者にあらず

三、登記官吏が一旦有效に抵當權の登記を爲したる後誤つて之を抹消し後日其抹消は錯誤に出でたることを發見し其抹消登記を取消したる時は其取消の效力は既往に溯り抵當權の登記は初めより繼續して存在すべきものなり（三一八號、一七頁、三八、大判）

四、登記官吏が誤つて抵當權の登記を朱抹するも正常に對抗する妨げと爲らず

五、不動産登記法第百五十條の登記變更の處分を不當失に依ると否とに依り其效力に影響するものにあらず

六、不動産登記法第六十三條に對して同法中之が規定したる場合に限り之を爲すべきものにして本案訴訟に於て其訴を提起したる者の勝訴に歸したる場合には豫告登記抹消を爲すべき規定存せざるを以て其申請は不當なりとす
（三二〇號、九頁、三八、一、三〇、東京地判）

附則

一、公證を経たる證書面の権利とは民法上登記により第三者に對抗することを得る権利を指すものにして其權の如きは公證の效力を失ふものにあらず

二、不動産登記法第百五十條の登記變更の處分を不當失に依ると否とに依り其效力に影響するものにあらず

三、登記官吏が誤つて抵當權の登記を朱抹するも正常に對抗する妨げと爲らず

四、登記官吏が誤つて抵當權の登記を朱抹するも正常に對抗する妨げと爲らず

五、不動産登記法第百五十條の登記變更の處分を不當失に依ると否とに依り其效力に影響するものにあらず

六、不動産登記法第六十三條に對して同法中之が規定したる場合に限り之を爲すべきものにして本案訴訟に於て其訴を提起したる者の勝訴に歸したる場合には豫告登記抹消を爲すべき規定存せざるを以て其申請は不當なりとす
（三二〇號、九頁、三八、一、三〇、東京地判）

府縣制

(〇〇二)

影響する」と無し

郡制

(一〇二號、二六頁、三五、四、一六、行政判)

一、參事會の議長たる知事は府縣制第七十三條第三項の規定に依り可否同數なる場合に於て表決権を有するに止まり議長席を離れて自己の意見を吐露するは禁する所にあると其意見を探して直ちに之を可否の數に加ふるは其當を得ざるものとす

(三八號、二一頁、三四、五、二八、行政判)

二、舊府縣制第十五條は土地家屋若くは戸數に対する納稅義務者を定めたるものにして一般に府縣の義務者を限定したるものにあらず

(六九號、二五頁、三四、一、行政判)

三、府縣會議員にして詐欺取財罪被告事件にて輕罪公判に付せられたるものは其職を失ふものとす又府縣會議員にして府縣制第三十七條に依り被選舉権を有せざるものとは初めより被選舉権を有せざると中途にして之を失ひたると區別せず

(六九號、二六頁、三四、一、行政判)

四、府縣制第四十一條第一項に所謂豫算を定むることあるば豫算案に付き豫算を議定するの謂に過ぎずして豫算改造の請求の如きは之を包含するものにあらず

(一〇一號、二六頁、三四、五、七、行政判)

五、單に豫算案の形式を論争する請求の如きは府縣制第四十四條に所謂公金に關するものと認むるを得ず

(一〇一號、二六頁、三四、五、七、行政判)

六、縣會議員にして輕罪公判に付せられたる以上は當然其職を失ふものとす

(一〇二號、二六頁、三四、五、七、行政判)

七、選舉人の氏名を詐稱し選舉會場に入りたるものあるも投票を爲したるにあらざることは選舉の結果に

(一七號、二〇頁、行政判)

市制

一、會社本店の所在地の市が會社たる法人に對し市税を賦課するに當り本店の營業より生ずる收入以外に他の地に於て營業する支店の所得を算入賦課するは不當なり

(一七號、二〇頁、行政判)

町村制

一、町村内の大字が特別の財産を有する場合には其大字を以て法人と看做すべきものとす

(二八號、七頁、三四、三、七、東京控判)

二、區會の決議無きに拘はらず町村長が其代表者として訴を提起したるは代表の資格に欠缺あるものなるも其後區會の決議を爲し以前の訴訟行為を追認したるときは該次缺は補正せられたるものとす

(二八號、七頁、三四、三、七、東京控判)

三、村長は町村制第六十八條に依り區有財產に關し外部に對する代表者なりと云はざる可からずと雖も該條は村長に區の代表資格を附與したるに止まり訴訟行為を爲すの資格を附與したるものにあらざれば村長が區を代表して訴訟行為を爲さんとするには同制第一百四條に基き區會を設置し同制第三十三條を適用し區會の決議に依り特別の授權無かる可からずが如きは法律の許さざる所なり

(三五號、七頁、三四、四、一八、東京控判)

四、町村制百二十二條第二項の規定は同條第一項の處分即ち郡長に於て支出額を豫算表に加へ又は臨時支出せしめたる處分に對し其處分を受けたる町村又は組合に訴權を與へたるものと解するを正當なりとす

(四一號、二二頁、行政判)

五、町村會議員は町村制第七十五條に所謂名譽職員中に包含せず又他に議員に實費を給與すべき規定無きが如て該實費を町村の必要な支出来として議決するが如きは法律の許さざる所なり

(四一號、二〇頁、行政判)

六、町村又は町村の一部が所有する不動産の賣却讓與買入書入を爲す場合に於ては郡參事會の許可を要す

(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九、行政判)

一、町村會は人格を有するものにあらず從て法に特別の規定無き限りは出訴することを得ず町村會は町村制第七十八條の所謂關係者にあらず

(九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)

二、選舉人が其投票を選舉掛長に差出さずして自ら投遞したるは町村制第二十二條に違背する行爲なるを以て其投票は無効なりとす

(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九、行政判)

三、無効の投票を除するも選舉の結果に異動を生ぜざる時は其投票を無効とするに足らず

(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九、行政判)

四、選舉無資格者が選舉人の代理人として選舉権を行

判決要録

(一〇二)

判決要録

(二〇二)

使するの目的を以て選舉會場に入りたるは町村制第二十一條の規定に違背するも之が爲め其選舉全體に影響を及ぼすべきものにあらざれば其選舉を取消すべきものにあらず

(二〇〇號、二七頁、三五、二、一九、行政判)

一五、町村内の一區が其資格に於て特別に所有する財産則ち區有財産の處分は其表意機關たる町村會の決議に因り町村長に於て之を執行せざるべからず從て區總代が區の爲めに爲したる賣買は無効なり

(二一七號、一二頁、三五、一、二〇、東京控判)

一六、町村の收入を受領する権限は收入役に專属するものにして町村長には其權限無きを以て消費貸借の目的たる金錢を町村長が受領するも消費貸借は成立せざるものとす (三九、九、四、大判)

一七、町村内の部落が財産を所有するときは區會の設けあると否とを問はず町村長は常に町村の行政に關係する規則に依り町村所有の財産を管理するが如く部落所有の財産を管理するの職責を有す而して部落所有の財産の處分のことに至りては區會の設けあるときは區會に於て之を議決すべく若し區會の設け無きときは町村會をして右財産の處分のことを議決せしむべきものとす

(二一五三號、一六頁、三七、一、二五、大判)

一八、町村内の區は私法上に於ける權利義務の主體として法人を認めたるも町村内に於て更に小なる獨立組織を有する公共團體たる法人としては認めべからざるものとす

(二一八七號、一一頁、三八、五、一九、大判)

國稅徵收法

一、町村の書記が町村長指揮の下に滯納處分を爲すは不法にあらず滯納處分を爲すものは其財産の差押を爲すに際し滯納處分貨及税金に充つる爲めに金額を見積り差押を爲すの責任あるを以て差押財産の過多なるを理由として非難することを得ず

(五五號、二五頁、三四、四、二二、行政判)

二、國稅徵收法第三十二條の財產賠償罪を構成するには其所爲は必ずしも滯納者と爲りたる後に在るを要せず苟も納稅の義務を有するものたる以上は滯納者と爲らざる以前と雖も右犯罪の成立に妨げなし (九一號、二六頁、三五、五、三〇、大阪刑事部)

三、國稅徵收法に所謂處分の執行とは處分其ものに外ならざれば執行の當否を争ふは即ち處分の當否を争ふものなるが故に斯る事件は司法裁判所の管轄に屬せず (九六號、六頁、三五六、一七、大阪控判)

四、收稅官が租稅滯納處分を爲すに方り倘々第三者の所有物を差押ふることあるも其行爲にして行政處分たるを失はざる以上は之が解除を請求するは民事事件にあらずして行政事件なりとす (八二號、七頁、三五、三二〇、大阪地判)

間接國稅犯則者處分法

一、稅務官吏は間接國稅犯則者處分法第五條に依り夜間家宅搜查又は物件差押を爲すことを得ざるも夜間臨檢處分を爲すは違法にあらず

(二一號、一一頁、大判)

地租條例

一、土地の反別に付き村役場の帳簿と稅務署の帳簿と相抵觸するときは稅務署の帳簿を正確なりと認めざるを得ず (九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)

(四〇號、二四頁、行政判)

二、社寺上地處分に關する法令に依れば寺領は一般に上地せしめ特に社寺にして直作し又は小作せしめ或は年貢賦役百姓同様勤むる等私有の證あるものに限り所有するを許すとの趣旨なれば特に私有たるの證據無きものは上地を命ぜらる可きは當然なりとす (九一號、二六頁、三五、五、三〇、大阪刑事部)

判決要録

(三〇二)

判決要録

(四〇二)

登録税法

一、抵當權の移轉登記は附記に依り之を爲すべきものにして附記登記は不動産毎一個に付き十錢但し一事件に付き三十錢以上を超過するときは三十錢の登録税を納付すべきものとす登記法の所謂附記に依りて爲す登記とは即ち登録税法の所謂附記登記と同意義の語辭なり

(八一號、七頁、三五、三、二二、大阪地決)
二、登録税法第六條第十五號に所謂每一件とは變更原因の異なるに從て每一件として徵稅すべきものとす從て商法第五十一條各款の一項に對する變更は其の數の如何を問はず總て一件とするものと解釋すべきにあらず

(八七號、八頁、三五、三、三一、大阪控決)
三、抵當權移轉の登記は附記に依り之を爲すべきものとすは無論なりと雖も登録税法第二條第二十一號に所謂附記登記の範圍外なるを以て同條第十三號の税率に依り登録税を納付すべきものにして第二十一號の税率に依るべきものにあらず

(九六號、五頁、三五、六、三〇、大阪控決)
四、主たる債權と共に抵當權を譲渡したる場合の登録税は登録税法第二條第二十一號に依る附記登記の登録税に依るべきものとす

(一〇六號、一三頁、梅博士大阪地判批評)
五、負擔附贈與に因る所有權移轉登記の登録税は税法第二條第一項の第四號に依るべきものとす

(一〇六號、二五頁、三五、七、一四、民刑局長回答)
六、登録税法第二條に所謂不動產毎一個とあるは建物に付ては附屬建物も獨立の建物と同じく一棟毎に一

酒造税法

個として徵稅するの先例なりしに今般建物及び其附屬建物は通じて之を一個の建物と看做し徵稅する、とへなり

(四七二號、一三頁、四〇、一、民刑局長通牒)

酒造税法

酒類を製造するには製造場一ヶ所毎に政府の免許を受く可きものなるを以て免許を受けたる製造場以外に於て酒類等を製造するは免許を受けず之を製造するものなり

(四九號、二七頁、三四、六、一、大判)
二、酒類製造者に脱税又は漏税を謀る所爲ありと認むるときは酒造税法第七條に依て其納期如何に拘らず造石税の全部又は一部を徵收する事を得べし之が徵收に付ては國稅徵收法第四條を適用すべきものとす

(一〇五號、二六頁、三五、五、九、行政判)
三、酒類製造者の代理人又は家族の税法違反の行爲は犯罪を構成せざるにあらず且酒類製造人をして其責任を負はしむるに過ぎざれば之等の者を教唆して税法違反の行爲を爲さしめたるものは等しく教唆者のたるを免れず

(八八號、二五頁、三五、五、八、大判)
四、納稅義務を擔保する爲め設定したる抵當權に付取得登記の廳託事務を實行するものは所轄稅務署なることは酒造税法施行規則第二十三條の規定する所にして素より有効なりとす

(九一號、七頁、三五、五、三〇、東京控決)
五、免稅處分済なる腐敗酒を原料とし更に清酒を製造するは免許を受け清酒を製造したるものなり

(四九號、二六頁、三四、六、一四、大判)
六、民事訴訟用印紙法

所得税法

一、會社の賞與金並に交際費の如きは單獨會社の利益

金に就ての處分たるに外ならざれば所得税法第四條第一項第一號に所謂總損金の中に包含すべきものにあらず(一〇號、四頁、三三、一一、一二、行政判)

二、所得税法第三條の所得金額は其申告調査又は決定當時の現況に依り之を算出すべきものなれば其全年度に於ける實際の收支と符合せざるもの之を理由として其決定を取消すことを得す

(一〇四號、二五頁、三五、五、二三、行政判)

三、會社の機械建物消却金は現實事業年度内に於て費消したものにあらずして會社が將來の用途を豫期し之れが爲め會社の利益金中より積立てたる金額に止まり即ち會社利益金に就ての處分たるに外ならざれば總損金中に包含すべきものにあらず

(二一號、一〇頁、行政判)

印紙税法

一、商法は物品の運送に關して荷送人が運送人の請求

に依りて發行するものを名けて運送狀と云ひ特種の名稱を下したるもの印紙税法に所謂送狀に相當するものとす(二六號、九頁、三四、三、九、東京控判)

二、印紙税法第五條の規定は控訴狀には常に第一審の訴狀に貼用したる印紙の半額を加貼すべきことを命じたるものにあらず故に控訴狀の訴訟物自體が一審の訴訟物より少しありときは其少しが價格に應じたる印紙を貼用すべきものとす

(三九號、一二頁、東京控判)
三、民事訴訟用印紙法第十一條に所謂裁判所とは廣義に用ひたるものにして必ずしも各審級を指示したるものにあらず左は第一審に於ける訴訟に貼用すべき印紙に不足あるも上級審に於て之を加貼するときは固より有効たるを失はず

(九〇號、五頁、大阪控判)
四、民事訴訟用印紙法第六條第六號の證據調の申立てを以て同一の申立てに數箇の證據方法を包含するときと雖も五十錢の收入印紙を貼用すれば足る

民事訴訟用印紙法

一、民事訴訟用印紙法第十一條に所謂裁判所とは廣義に用ひたるものにして必ずしも各審級を指示したるものにあらず左は第一審に於ける訴訟に貼用すべき印紙に不足あるも上級審に於て之を加貼するときは固より有効たるを失はず

(九〇號、五頁、大阪控判)
二、民事訴訟用印紙法第六條第六號の證據調の申立てを以て同一の申立てに數箇の證據方法を包含するときと雖も五十錢の收入印紙を貼用すれば足る

判決要録

(五〇二)

判決要録

(六〇二)

新聞紙條例 國有土地森林下戻法 鎌業法

新聞紙條例

- 一、民主主義と云ひ階級制度を全廃すと云ひ或は財富の分配を公平にすると云ふが如き事項に關する記事を新聞紙に掲載したる所爲は新聞紙條例第三十三條の犯罪を構成するものとす
(八五號、二七頁、三五、三、二四、大判)

- 二、新聞紙條例第八條に依り新聞雑誌の發行人が管轄官廳に保管金を納付したる場合に於て其保管金は何人の所有に屬するも之が返還を受くるものは納付人其者なりとす
(九八號、六頁、三五、七、四、東京地判)

國有土地森林下戻法

鎌業法

- 一、從來山役と唱へ他村と入會の爲めに納付し來りたる税金は毛上の収益に關する税金に外ならざれば之を國有土地森林下戻法第二條第二號の正税と云ふを得ず
(六九號、二五頁、三四、一一、一六、行政判)

- 二、鎌業條例第二十條に鎌山試掘権の譲渡しなを許したる代金を提供せざるべからず
(七三號、一二五頁、三四、一一、一一、大判)

- 二、鎌業條例第二十條に鎌山試掘権の譲渡しなを許したるに反し本法に於て試掘権の譲渡を許すの明文無きに因れば法律上試掘権の譲渡を許さざるものとす
(二九號、六頁、三四、三、一四、東京控判)

判決要録

(七〇二)

郵便法 船員法

郵便法

- 一、郵便法第二條の罪と爲るには信書の送達を以て營業と爲したる事實あれば足るものにして送達貨金の消費の如きは本罪の成立に何等の關係無きを以て之等の事實は證明を要せず
(八五號、二七頁、三五、三、二〇、大判)

船員法

- 一、船員法第十九條は船長が人命船舶等の保護に必要な手段を盡し其他の事を爲したる後にあらざれば船舶を去ることを禁じたるものなり故に單に立去るの意思を以て立去るときは即ち同條に違背したるにして船客を見捨つる意思の有無は之を問ふの要無し
(八九號、二七頁、三五、五、五、大判)

葉煙草專賣法 土地收用法 商標法

土地收用法

商標法

- 一、葉煙草專賣法第十九條に所謂煙草製造とは刻煙草及粉煙草を用ひ紙巻煙草を製造するをも包含するものとす
(七一號、二六頁、三四、一一、二九、大判)

- 一、收用審査會が起業者に於て係争地に立入り測量を爲したるや否やの如き手續上の事項に付事實を否決すればとて之を以て直に其裁判を取消すべき理由と爲すに足らず
(九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)
- 二、物件の移轉料に付き起業者より所有者に對し何等の協議を爲したこと無きに拘收用審査會が直に起業者の申立を採用して物件の收用を爲さしめたるは其當を得ざるものとす
(九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)
- 三、土地を收用せらるゝに付其補償として受くべき地價即ち損失額は收用地指定當時の地價に據らず實際收用したる際に於ける地價を標準として之れを算定すべきものとす
(一〇〇號、二〇頁、大判)
- 四、土地收用審査會が決定したる收用價格が不當とし更に増價補償を求むる訴訟は通常の裁判所の管轄に屬し行政裁判所に於て受理すべきものにあらず
(一〇一號、二六頁、三五、四、二八、行政判)

- 一、舊條例に依て得たる商標專用権は商標法に從て專用の保護を受くるに止まり商標法の適用を受けざるものとす
(八七號、二五頁、三五、四、二五、大判)
- 二、商標法施行前より他に使用者ある商標と同一若くは類似のものは商標の登録を受くることを得ざるものとす
(八八號、二六頁、三五、四、一一、大判)
- 三、商標法第二條第五條は商標法施行以前商標條例の保護を享げざりし日本の領土である遼満の臣民の使用したる商標も亦之を包含する法意なりとす
(九四號、二七頁、三五、六、六、大判)
- 四、舊商標條例第二條第三條及び商標法第二條第五條を適用するには或者が其商標の登録を受くる前に於て一人にても他に之れと同一若くは類似のものを使用すれば足る
(五〇號、二五頁、三四、六、一四、大判)

質屋取締法

- 一、質屋取締法第十六條は質屋營業者に對する行政監察官の行動を示したるに止まり貯物の所有者等より其質取主に對する私權の歸宿を規定せしものにあらず
(九七號、一九頁、東京控判)

遺失物法

- 一、他人が置き忘れたる物件を拾得隠匿したるは遺失物拾得罪を構成するものとす
(四八號、二六頁、三四、五、二一、大判)
- 二、遺失物法第十二條に所謂誤て占有したる物件とは受領者の錯誤にあらずして交付者の錯誤に出て之を占有したる場合と雖も包含す
(六五號、二五頁、三四、一一、二八、大判)

軍機保護法

- 一、明治三十二年法律第百四號軍機保護法第四條第一項の犯罪は其狀況の精粗及び其軍備の要機に關すると否となれば苟も許可を得ずして右等の所爲ありたるときは同條の犯罪を構成するものとす
(八八號、二六頁、三五、四、二四、大判)
- 二、明治三十七年陸軍省令第一號の目的は廣く軍隊の進退其他軍機事略に關する事項を新聞雑誌に記載すべからざる精神なるが故に事苟も軍隊の進退其他軍機事略に關するものは一時の作戦計畫に屬し既に終りを告げ過去の事項に過ぎざるものと雖も豫め陸軍大臣の許可を得ずして之を新聞雑誌に掲載したるものは總て之を罰するの精神なりとす
(二五七號、一一頁、三七、一二、二二、大判)

質屋取締法 遺失物法 軍機保護法

(二一二) 判決要録

出訴期限規則 新舊法比照 徵兵令

出訴期限規則

- 何時にても支拂を爲すべしとの契約は出訴期限法第四條に所謂期限の定めなき債權なり
(七五號、一〇頁三四、一二二七、東京控判)
- 雇傭に基く給料を以て金錢債務の辨済に布當したる場合に之を取戻すは給料の請求にあらざるを以て出訴期限法第三條第九號給料に關する法則を適用すべきものにあらず
(八六號、一〇頁三五、四二三、東京控判)
- 出訴期限規則第三條第一號に期限を定めたる貸附米金とある期限は民法に所謂期限は勿論將來に於て一定の事實の發生するときは其期限を以て履行期限と定めたる場合も亦包含す
(四三九號、七頁、四〇、七四、長崎控判)
- 民法上の消滅時效なるものは権利消滅の一方法として認めらるべきものにして消滅の推定法にあらざるを以て假令債務者に於て辨済の事實を主張せざるもの之を適用すべきものなれども之に反して出訴期限規則は一の證據規定にして辨済の事實を證明するの責任を免れしむるものたるに外ならざるものなれば債務の成立を否認し辨済の事實を主張せざる場合にはては適用することを得ざるものとす
(五三號、九頁、東京控判)

(三一二) 判決要録

國際法 狩獵法 供託法

國際法

- 領海の區域は三浬なり
(二一八號、二五頁、横濱地判)

狩獵法

- 狩獵法違反の場合は犯罪供用の銃器は狩獵法第二十一條に依り没收することを得ず
(一〇七號、二頁、伊藤辯護士証)
- 明治三十四年法律第三十三號狩獵法第二十二條末段に沒收の明文を掲げたるは刑法第四十三條第二の明文を注意の爲め再示したるに過ぎざるが故に罪體は素より他人の所有物件は没收することを得ず
(一一號、二六頁、一年有生牛証)
- 狩獵法第二十二條には犯罪の用に供したる器具は没收すどありて何等の制限無さも狩獵の用に供せし銃器を没收するには犯人の所有に係る場合に限り犯人以外の者の所有に係る場合には之を没收することを得ざるものとす
(三七五號、六頁、三九、三、五、長崎控判)

供託法

- 被供託者が供託者に對し供託を受諾したる時は其供託物は被供託者が之を受取るの権利を得而して被供託者が中央金庫より其供託物を受領せんとするには供託受領書を中央金庫に提出せざるべからず故に供託者は被供託者の受諾の通知ありたる時は直ちに被供託者に對し供託受領書を引渡す義務ある者とす
(一八號、一〇頁三五、一二二二、東京地判)

徵兵令

- 或犯罪が舊法の下に其端を發し新法の下に繼續する場合と雖も新法の下に犯罪行為ある以上は單一なる犯罪として現行法たる新法を適用せざるべからずものなれば監視執行中の者は絶対に身體検査を受くる義務を免るゝものにあらず
(一玉號、二玉頁三五、一一、一七、大判)
- 監視執行中のものと雖も現役兵入營期に於て監視の期限満了する者にありては兵役に入るに妨げ無きものなれば監視執行中の者は絶対に身體検査を受くる義務を免るゝものにあらず
(一六號、九頁、東京控判)

漁業法

一、漁業権の如きは行政官廳の許可に依りて取得するを得べき一種の権利にして民法の時效若くは先占等に依り取得すべきものにあらず。

(八三號、二六頁、三五、三、一七、大判)

二、漁業組合町村總代なるものは町村内に居住する漁業組合全員を代表するの権限を有せず。

(九五號、七頁、三五、六、一、東京地判)

三、海苔採取の爲め海面を使用することを特許せらるべきときは他人は之を妨害するを得ざるを以て特許より生ずる権利は一種の私権たる失はざるものと從て之に關する訴訟は司法裁判所の管轄に屬すること又明なり。

(九五號、八頁、三五、六、一〇、東京控判)

四、北海道廳令の定むる方式に適合せざる漁業願は支廳長に於て之を却下するも其處分は違法にあらず。

(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七、行政判)

五、漁業願の却下處分に付き法律上一定の期間無きを以て其處分逤延の爲め出願者は不利益を生ずることあるも之を以て其處分を違法ないと云ふを得ず。

(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七、行政判)

六、漁場の區域漁業権の範圍又は漁業の方法に付き漁業者間に争ひあるときは當事者は行政官廳に其裁判を申請すべきものなることは明治三十四年法律第三十四號漁業法第二十五條の規定に依り附らざれば司法院所に向つて判決を請求すること能はざるものとす。

(一三四號、八頁、三六、三、二四、東京控判)

七、新法律の制定に依り舊法則を變更若くは取消され之が爲めに権利に消長を來たしたるときは縱しや舊法則の行はれし當時訴訟が権利拘束と爲り如何なる裁判所に繫属中と雖も移り替はりの法の設け無き限りは其判決を爲す當時の法律に従ひ裁判を爲す本則とす故に漁業法實施前に於ては司法裁判所の管轄に屬すべしときは無訴權の理由を以て之を却下せざるべきからず。

(一〇〇號、一二頁、三七、二、二九、大判)

八、漁場の區域漁業権の範圍若くは漁業の方法が争の目的たる場合に於ける裁判は行政官廳の権に屬し其裁判は一の行政處分なり故に斯かる爭議に關して國家の救濟を求めると欲する者は行政官廳に對して裁判を申請し其裁判に不服なるときは行政裁判所に出訴すべきものとす。(二六七號、七頁、氣仙沼區判)

九、漁業権は相続譲渡共に貸付の目的とすることを得るものなれば漁業権若くは其共有持分を貸料を取りて他人に貸付する場合には民法の貸賃借と類似し居るが故に民法上の貸賃借の規定を準用するものなり。(四一六號、一〇頁、四〇、三、一六、大判)

取引所法

一、取引所法に所謂仲買人が他人より賣買の委託を受け取引所に於て取引を爲す場合は決して委託者の代理人として取引するにあらず取引の當事者たるものには委託者にあらずして仲買人自身なるを以て其取引に因りて直接に権利を行ひ義務を負担するものも亦仲買人なりとす。

(一號、九頁、東京地判)

二、仲買人が取引所に於て賣買取引を爲したる場合に於て其取引に關し取引所に對し一切の責任を負ふものは獨り仲買人のみにして仲買人の委託者即ち客先きなるものは取引所に對し並も責任を負はざること明なりとす從て取引所に於ける取引に關しては仲買人の委託者と取引所との間には何等の關係を生ずべきものにあらず。

(一號、九頁、東京控判)

三、取引所の仲買人が委託者の承諾を得ずして轉賣若くは買戻しな爲したる後委託者に對し其承諾を求めるも委託者が之を承諾せざるに於ては其轉賣若くは爲すものなるが故に同一の仲買人が賣主買主双方の行爲を施行するも賣買の法則其他の法令に抵觸するものにあらざるを以て素より有効なりとす。

(九一號、二六頁、三五、五、七、大判)

四、取引所仲買人は賣主又は買主の委託に依り其取引を爲す當時の相場若くは指直に從ひ賣込又は買付な爲すものなるが故に同一の仲買人が賣主買主双方の行爲を施行するも賣買の法則其他の法令に抵觸するものにあらざるを以て素より有効なりとす。

(九一號、二六頁、三五、五、七、大判)

五、注文者と仲買人との關係は一種特別の關係なるを以て普通委託の法則のみに依り之を定むることを得

判決要録

訴願法

一、村長の権限に關しては法令に訴願及び訴訟を許す
規定無きを以て之を許さず

(六九號二六頁三四、一一、二〇、行政判)

醫師法

一、醫行為は接療術を包含せず
(一九四號一六頁三七、二、松江地判)

農工銀行法

一、農工銀行法第四十四條第三項但書の趣旨は監理官
は其資格にて議決に加ることを得ずと云ふに過ぎ
ずして株主たるの資格を以て株主の権利を行使する
場合をも制限したるものにあらず

(六八號一五頁三四、一〇、二八、大判)

判決要録

(六一二)

判決要録

(七一二)

官吏

一、任官又は補職の効力は辭令又は通知を受けて始め
て發生するものにして官報に依り本人が了知したり
とするも其效力發生するものにあらず

(四五三號、七頁、四〇、九、一三、大判、刑事部)

二、官吏の處置にして違法ならんには之れな國家の行
爲と認むべからず既に國家自己の行爲にあらずとせ
ば其違法の處置の爲め被者の損害を惹起することあ
るも國家は之に對し賠償の責に任すべきものにあら
ず

(一四五號、一五頁、大判)
三、官吏の違法行爲と雖も官吏の權限内の行爲に對し
ては國家は賠償の責に任ざるべきならず

(三三八號、五頁、大阪控判)
四、國家は特別の明文ある場合の外は其機關が公法に
基きて爲したる行政行爲に付ては假令其取扱上不當
規に特に規定ある場合の外其責任なしと論斷するな
どありとするも之を賠償の責に任するものにあらず

(四五三號、六頁、四〇、九、二〇、長崎地判)

官吏恩給法

一、官吏恩給法第十六條の規定は一般恩給請求に適用
すべき規定ることは明文上疑ひ無きを以て一旦退
官の後再び任官奉職の者に對しても尙之を適用すべ
き規定なりと解釋せざるべきならず

(九三號、三二頁、行政判)

二、官吏恩給年限を計算するに當り退官及母任が同月
中に行はれたるも其一ヶ月を重複に計算して二ヶ月
と爲すべきものにあらず

(一〇一號、二六頁、三五、四、二六、行政判)

明治六年布告第十八號
一、明治六年第十八號布告第九條は町村戸長の奥書並に割印無きときは公證の効を生ぜざるものと解釋すべきものとす。

(七四號、二六頁、三四、一一、二三六、大判)

府縣税賦方に就て
一、一府縣内の甲村に本籍を有し一戸を構へたるものか乙村に又一戸を構へ家族の一部を寄留せしめたる場合に於て甲乙兩村が其全財産を標準として府縣税戸別割を賦課するは不法なりとす。

(一〇〇號、二七頁、三五、二、一四、行政判)

明治二十六年大藏省令第二十號
一、明治二十六年大藏省令第二十號は金錢及有價證券の受渡しは必ず金庫に於て取扱はざるべからざる旨を規定したるに非らずして取扱官廳に於ては或は金錢又は有價證券の現品を自ら受渡したる上其官廳より之を金庫に寄託する事を得べく或は納付者をして現品を金庫に寄託せしめ金庫の保管證書を差出さしめ以て納付の手續の終了することを得べき規定なり。

(二一號、六頁、三四、一、一五、名古屋控判)

明治二十六年大藏省令第二十一號
一、會社の合併に依る所有權の移轉も一種の移轉方法に外ならば京都市歩一稅賦課條例に所謂譲與なる語に於ても特に右の場合に於ける移轉を除外する理由無し。(一〇一號、二六頁、三五、五、二六、行政判)

明治十二年司法省達第十九號
一、明治十二年司法省達第十九號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出訴期限規則

通とす故に他に立証無き限りは之を以て直に正稅なリと云ふを得ず。

(六九號、二六頁、三四、二二四、行政判)

明治八年布告第二號
一、明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治九年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治九年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治九年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治十年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治十年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治十年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

判決要録

(九一二)

判決要録

僧侶免課税に關する裁判篇

二、寺院の住職任命は固より民法上の行為に出づるも裁判所に於て裁判すべきものにあらず。

(四號、八頁、東京地判)

一、僧侶の住職任命は固より民法上の行為に出づるも裁判所に於て裁判すべきものにあらず。

(四號、八頁、東京地判)

明治六年第三十六號布告の年齢計算方針を代表する規定

(二九號、一三頁、高松地方丸龜支部判)

一、縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては當とす。

(民法施行法第九條第十號參照)(二九五號、一九頁)

今村信行氏說

國を代表する規定

一、縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては當とす。

(民法施行法第九條第十號參照)(二九五號、一九頁)

別の法規あらざるを以て其所屬の官吏を指定して之が代表を爲さしむることを得ず。

(二〇一號、七頁、東京控判)

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

(二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判)

町會議員失職決定の當否

(二〇一號、七頁、東京控判)

一、滯納處分にして不當なりとするも其取消されざる

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

(二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判)

行政處分にして不當なりとするも其取消されざる

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

(二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判)

行政處分に基く私法上の権利に由る請求の裁判管轄を規定したるに非らずして取扱官廳に於ては或は金

錢又は有價證券の現品を自ら受渡したる上其官廳より之を金庫に寄託する事を得べく或は納付者をして

現品を金庫に寄託せしめ金庫の保管證書を差出さしめ以て納付の手續の終了すること得べき規定なり。

(二一號、六頁、三四、一、一五、名古屋控判)

明治二十六年大藏省令第二十一號

一、會社の合併に依る所有權の移轉も一種の移轉方法に外ならば京都市歩一稅賦課條例に所謂譲與なる語に於ても特に右の場合に於ける移轉を除外する理由無し。(一〇一號、二六頁、三五、五、二六、行政判)

明治十二年司法省達第十九號

一、明治十二年司法省達第十九號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出訴期限規則

通とす故に他に立証無き限りは之を以て直に正稅なリと云ふを得ず。

(六九號、二六頁、三四、二二四、行政判)

明治八年布告第二號

一、明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治九年布告第二號

一、明治九年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

明治十年布告第二號

一、明治十年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

(一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判)

の附隨として設けられたる訓示的規定なれば右主たる出訴期限と同時に廢止せられたるものと見るを相當とす。

の附隨として設けられたる訓示的規定なれば右主たる出訴期限と同時に廢止せられたるものと見るを相當とす。

（民法施行法第九條第十號參照）（二九五號、一九頁）

今村信行氏說

國を代表する規定

一、縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては當とす。

（民法施行法第九條第十號參照）（二九五號、一九頁）

別の法規あらざるを以て其所屬の官吏を指定して之が代表を爲さしむることを得ず。

（二〇一號、七頁、東京控判）

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

（二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判）

町會議員失職決定の當否

（二〇一號、七頁、東京控判）

一、滯納處分にして不當なりとするも其取消されざる

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

（二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判）

行政處分に基く私法上の権利に由る請求の裁判管轄を規定したるに非らずして取扱官廳に於ては或は金

錢又は有價證券の現品を自ら受渡したる上其官廳より之を金庫に寄託する事を得べく或は納付者をして

現品を金庫に寄託せしめ金庫の保管證書を差出さしめ以て納付の手續の終了すること得べき規定なり。

（二一號、六頁、三四、一、一五、名古屋控判）

明治二十六年大藏省令第二十一號

一、會社の合併に依る所有權の移轉も一種の移轉方法に外ならば京都市歩一稅賦課條例に所謂譲與なる語に於ても特に右の場合に於ける移轉を除外する理由無し。（一〇一號、二六頁、三五、五、二六、行政判）

明治十二年司法省達第十九號

一、明治十二年司法省達第十九號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出訴期限規則

通とす故に他に立証無き限りは之を以て直に正稅なリと云ふを得ず。

（六九號、二六頁、三四、二二四、行政判）

明治八年布告第二號

一、明治八年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

（一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判）

明治九年布告第二號

一、明治九年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

（一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判）

明治十年布告第二號

一、明治十年布告第二號は金錢以外の貸借に適用すべきものにあらず。

（一〇二號、六頁、三五、六、二〇、大阪控判）

明治十一年司法省達第十三號

一、明治十一年司法省達第十三號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出訴期限規則

通とす故に他に立証無き限りは之を以て直に正稅なリと云ふを得ず。

（一〇一號、二六頁、三五、五、二六、行政判）

明治十一年司法省達第十四號

一、明治十一年司法省達第十四號裁判執行に付ての出訴期限は明治六年布告第三百六十二號出訴期限規則

通とす故に他に立証無き限りは之を以て直に正稅なリと云ふを得ず。

（一〇一號、二六頁、三五、五、二六、行政判）

の附隨として設けられたる訓示的規定なれば右主たる出訴期限と同時に廢止せられたるものと見るを相當とす。

（民法施行法第九條第十號參照）（二九五號、一九頁）

今村信行氏說

國を代表する規定

一、縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては當とす。

（民法施行法第九條第十號參照）（二九五號、一九頁）

別の法規あらざるを以て其所屬の官吏を指定して之が代表を爲さしむることを得ず。

（二〇一號、七頁、東京控判）

以上は之に基き興へたる町會議員失職の決定が違法なりと云ふを得ず。

（二〇四號、二五頁、三五、五、三〇、行政判）

町會議員

徵發に因る賠償請求權

一、司法裁判所は公法上の権利に關しては法官に別段の規定ある場合の外裁判を爲すの権限を有せず從て議員の賃費の強制執行の目的となり得ることは民訴に別段の規定ありと雖も此権利の有無の確定に付き司法裁判所に訴を提起することを得ることに關しては何等法令の存するものなし

二、瑞西國法にありては土地の上に設定したる抵當證書中には其上に存在せる家屋も共に抵當権の目的として當然含蓄せらるべきとは抗告人提出に係る同國領事の認證せる法律の證明に徴し明かなれば同法の支配を受くべき者の間に於て特に別段の意思表示を爲さざる場合には當然同法に依るの意思なりしものと解釋せらるべき

三、(六四號、一頁、三四、一、九、横濱地決)書中には其上に存在せる家屋も共に抵當権の目的として當然含蓄せらるべきとは抗告人提出に係る同國領事の認證せる法律の證明に徴し明かなれば同法の支配を受くべき者の間に於て特に別段の意思表示を爲さざる場合には當然同法に依るの意思なりしものと解釋せらるべき

四、(六四號、一頁、三四、一、九、横濱地決)國領の海面使用に關しては行政官廳の許可を受けり初めて公然となし使用する權利を得るものにして之を許否するは行政官廳の職權に屬す而して何人も其許可を受け使用するものに對し制肘を容れることは得ざるものとす

(七二號、二五頁、三四、一二、二、大判)

五、(六四號、一頁、三四、一、九、横濱地決)國領の海面使用に關しては行政官廳の許可を受けり初めて公然となし使用する權利を得るものにして之を許否するは行政官廳の職權に屬す而して何人も其許可を受け使用するものに對し制肘を容れることは得ざるものとす

らず唯其釋解を爲す人の學識技能に依りて實際著大なる勢力を有することあるのみ

(富士博士の法規解釋七三號、二頁)

五、公路を妨害せざることは公法上の問題にして私權にあらず依つて公道に妨害物を置かれ通行を害せられたりとするは公權を害せられたるものにして私權を害せられたるにあらざるを以て司法裁判所の管轄に屬すべきものにあらず

(四五〇號、一三頁、稻村正說)

徵發に因る賠償請求權

一、徵發に因る賠償請求權は國家合法の權力行為を原因として發生する公法上の債権にして彼の不法行為を原因とする私法上の損害賠償請求權とは全然其性質を異にするものなるが故に特別の明文あらざる限り普通裁判所に斯る権利救濟を與ふるの機会無きものとす

(四二〇號、八頁、大阪地判)

戸數割賦課

一、戸數割なるものは戸主家族本籍寄留を問はず毎戸の現住者即ち窓を異にして居を占むる者に對し賦課徴収すべきものなり故に若干の賃料を支拂ひ宿泊滞在するが如き人に課することを得ず

(三三一號、一六頁、三八、一一、二九、行政判)

二、戸數割は旅人宿に若干の宿料を支拂ひ宿泊滞在するが如き人に課することを得ず

(四三六號、一四頁、四〇、五、二〇、行政判)

三、出訴期限を経過せる訴訟は受理すべきものにあらず

(二六二號、一二頁、三七、二二、五、行政判)

判決要録

(二二二)

判決要録終

明治四十一年八月二十日印刷

明治四十一年八月廿三日發行

著者

池田吉太郎

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

東京市築地二丁目廿一番地

株式會社國光

發行者

山川金五郎

印刷人

守岡

印刷所

東京市築地二丁目廿一一番地

株式會社國光

功

社

發行所 法律新聞社


東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

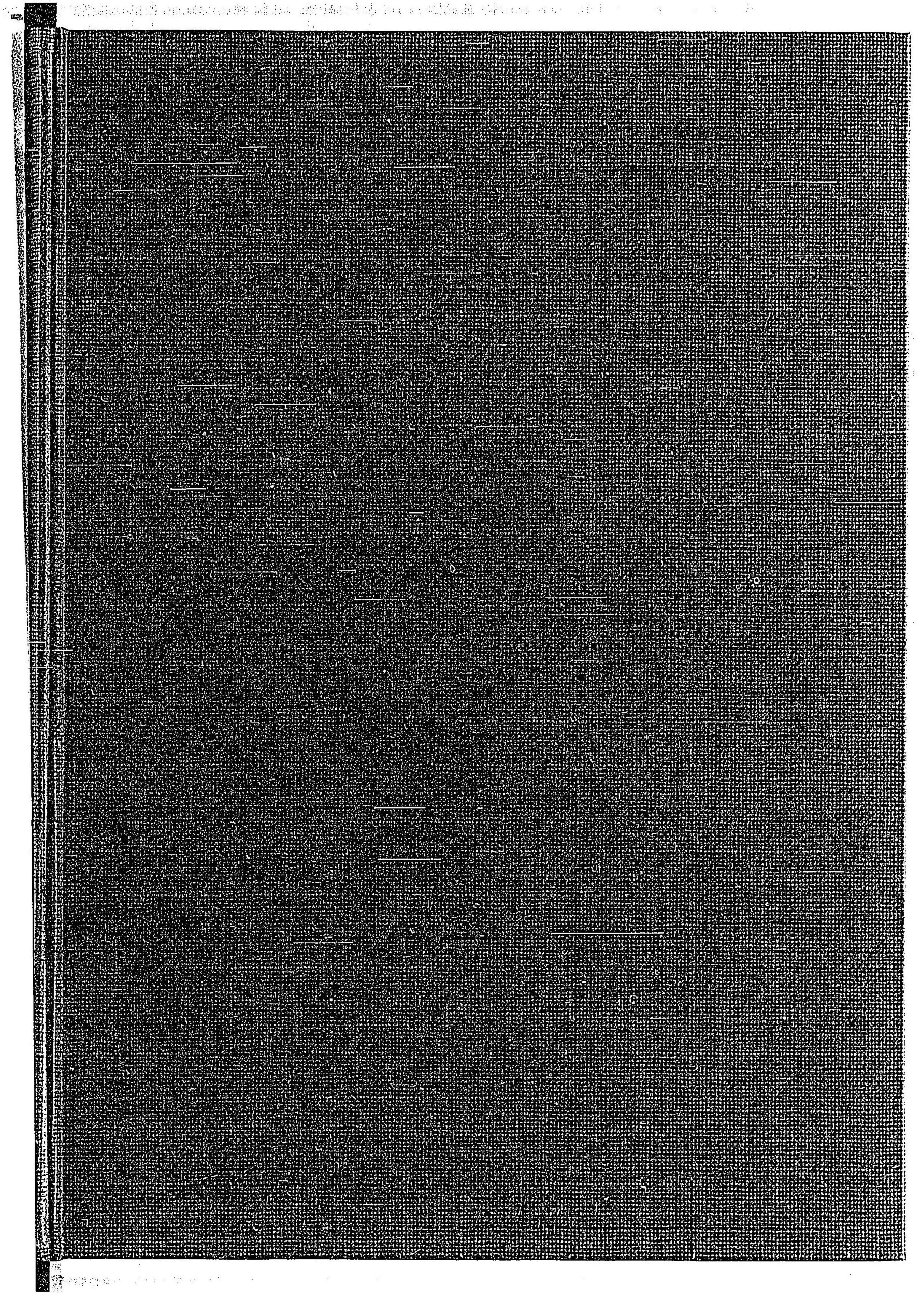


定價 金壹圓五拾錢

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

4#72 E 30





036584-001-6

CZ-2113-8

判決要録

法律新聞社

M41-T1

BBR-0755



